

設計図書等に関する回答書

令和4年11月28日

二本松市長 三保 恵一  
(公印省略)

下記のとおり回答いたします。

記

1 工事（業務）番号 4土木第60号

2 工事（業務）名 公的ヤード地質調査業務委託

3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項
<p>・設計書の積算において、福島県設計業務等標準積算基準に則り積算されていると捉えて宜しいでしょうか</p> <p>・採用している単価は、福島県「土木事業単価表」及び「土木・建築関係委託設計単価表」を採用していると捉えて宜しいでしょうか。</p> <p>・計画平面図には「サンプリング1式」と記載があり、また室内地質試験も計上されておりますが設計書にはサンプリングが計上されておられません。変更の対象となりますでしょうか。</p> <p>・サンプリングを行う場合、φ86mmノンコアの別孔が必要かと思いますが、計上されておられません。変更の対象となりますでしょうか。</p> <p>・地質調査業務費内にて「断面図等の作成」が計上されておられません。変更の対象となりますでしょうか。</p> <p>・機械器具運搬（クレーン付トラック）の「供用日当り損料」は「無積雪地」の損料を採用されておりますでしょうか。</p>	<p>・福島県設計業務等標準積算基準に則り積算しております。</p> <p>・福島県「土木事業単価表」及び「土木・建築関係委託設計単価表」を採用しております。</p> <p>・協議により必要な場合変更対象とします。 なお、積算については金抜き設計により算出願います。</p> <p>・協議により必要な場合変更対象とします。 なお、積算については金抜き設計により算出願います。</p> <p>・解析業務の「断面図等の作成」により作成願います。</p> <p>・設計業務委託等標準積算基準により計上しております。</p>

<p>・地質調査業務費の旅費交通費について、設計書には「3日」しか計上されておりませんが、調査数量から算出される外業日数は3日以上かと思われます。実施数量での変更対象となりますでしょうか。</p>	<p>・計上されている旅費交通費については、机上協議に要する旅費となっております。</p>
--	---

事務取扱／総務部財政課契約係

TEL0243-55-5082（直通）